

マルホ株式会社 一般事業主 行動計画

<女性活躍推進法>

■ 計画期間：2024年10月1日～2027年9月30日 [3年間]

<女性活躍推進法>

1. 管理職層におけるジェンダーの多様性を向上させる為、管理職に占める女性の割合を15%以上にする。

取組内容 (2024年10月1日～)

- ✓ 継続就業につながる柔軟な働き方を促す制度を検証し、充実強化を図る
- ✓ キャリア形成意欲を高めるための活動を実施する

2. 常態的な時間外労働の削減するため、

- ① 月30時間以上を3か月連続した部署をゼロにする。
- ② 年540時間以上の者をゼロにする。

取組内容 (2024年10月1日～)

- ✓ 時間外労働が常態化している部署に対し、人員配置・業務体制の見直す
- ✓ 時間外労働が一定時間数を超える場合、本人と上司に対する通知を行う（継続実施）
- ✓ ワーク・ライフ・バランスやダイバーシティマネジメントの推進方針に関し、経営トップからの発信や社内イントラネットを活用した啓発活動の実施する